

# 森林公園緑道における禁止事項及び利用者の遵守事項

## 1 禁止行為【埼玉県都市公園条例第8条】

- ・ 森林公園緑道を損傷し、又は汚損すること。
- ・ 土地の形質を変更すること。
- ・ 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- ・ 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ・ 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- ・ ごみその他汚物を捨てること。
- ・ その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

## 2 行為の制限【埼玉県都市公園条例第9条】

- ・ 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- ・ 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ 業として写真又は映画等を撮影すること。
- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- ・ 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- ・ はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

## 3 遵守事項【埼玉県都市公園条例第12条】

次の行為をしないこと。

- ・ 犬を放し飼いにすること。（リード等で保持せずに散歩させること。）
- ・ 大きな音量を発生させる楽器、拡声装置やエンジン付ラジコンを使用すること。
- ・ 遊具、あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること。
- ・ 動物にえさを与えること。（自らが飼育している動物を除く。）
- ・ 緑道の敷地内で喫煙すること。（加熱式たばこによる喫煙を含む。）